

「地域青年活動と青少年教育に関する調査」

報 告 書

2 0 2 0 年 9 月

一般財団法人日本青年館

# 「地域青年活動と青少年教育に関する調査」 報告書

## ■はじめに

一般財団法人日本青年館は青年および青少年の学習および地域活動の実態を把握することを目的に、市区町村教育委員会に対して地域青年活動と青少年教育に関する全国的な調査を行った。その調査結果を以下の通り報告する（調査の概要は別記参照）。

当財団は1921年の設立以来、一貫して青年団の育成や青少年活動の支援を行ってきた。今回の調査は2009年以来10年ぶりとなる。今回明らかになったことは、10年前と比較して支援や育成に関する政策や制度の有無、団体数や団員数など数字の上では後退を余儀なくされていること。一方、過疎化や少子化が深刻化するなかでも、地道に活動を繰り広げる団体や支援する自治体が確認できたことである。

地域に若者が集い、学び、育っていく場があることは、地域の未来を担う人材育成にとって不可欠と言える。今回の調査報告が今後の政策づくりや事業展開にあたっての一助となれば幸いである。

最後に、新型コロナウイルスの感染拡大が大きく社会を揺さぶる最中、回答をお送りいただいた各教育委員会ご担当の皆様にご改めて深く感謝申し上げます。

## ■調査の概要

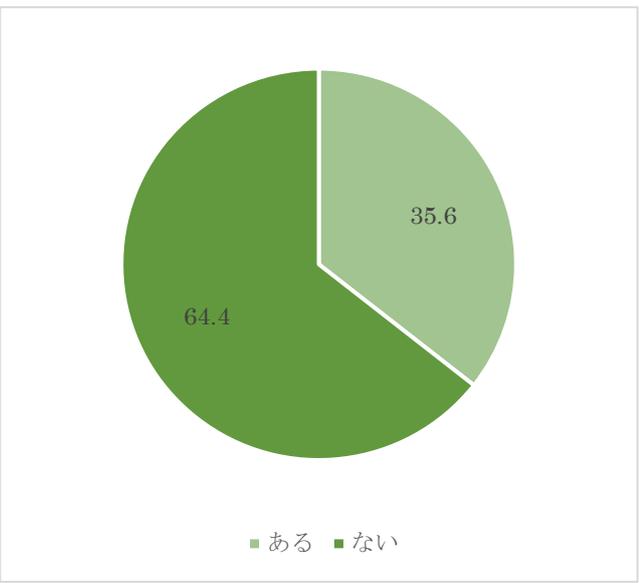
目的 青年および青少年の学習および地域活動の実態把握  
対象 全市区町村教育委員会（1,741自治体）  
調査事項 別記の通り  
期 日 2020年1月22日から4月15日  
調査方法 郵送調査（インターネット回答含む）  
回答総数 1,181自治体（回答率67.8%）  
調査主体 日本青年館青年問題研究所

## ■調査集計

問1	自治体名	(	都道府県	市区町村)
問2	ご回答者の職名・所属とお名前	(		)
問3	連絡先（電話番号、メールアドレスなど、ご都合の良い連絡先をご記入ください）			
	電話	(		)
	E-mail	(		)

問4 貴自治体では青年および青少年の活動推進に関わる条例・計画などがありますか。

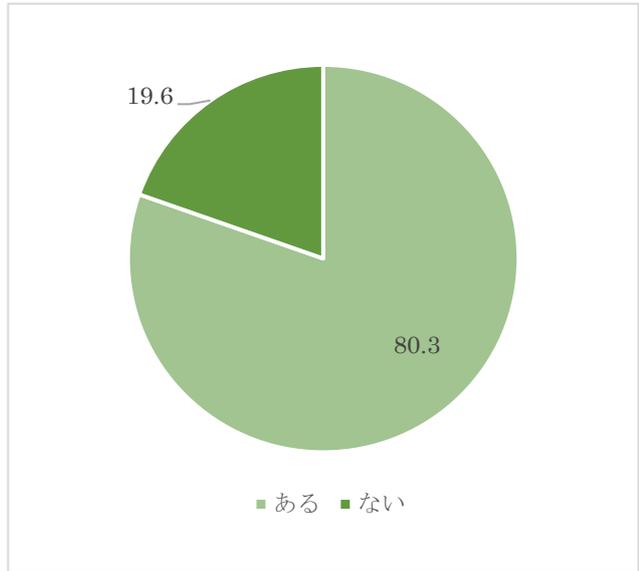
回答	数	%
ある	420	35.6
ない	761	64.4



6割を超える自治体が「ない」と回答。「ある」と回答したのは4割に満たなかった。条例や計画について「ある」と回答した自治体の具体例を類型化すると、自治体の教育計画（「ある」と回答したうち34.0%）や総合計画への記載（同16.0%）という回答が多かった。また、青少年健全育成（同23.3%）や青少年問題協議会の設置（同23.6%）といった国の施策や法律に沿った取り組みも多くみられたほか、子育てに関する施策（8.8%）や青少年教育施設等の設置（同8.1%）、補助金交付要綱をはじめ活動推進に関するもの（同6.4%）なども見られた。

問5 貴自治体では青年および青少年を対象とした事業はありますか。

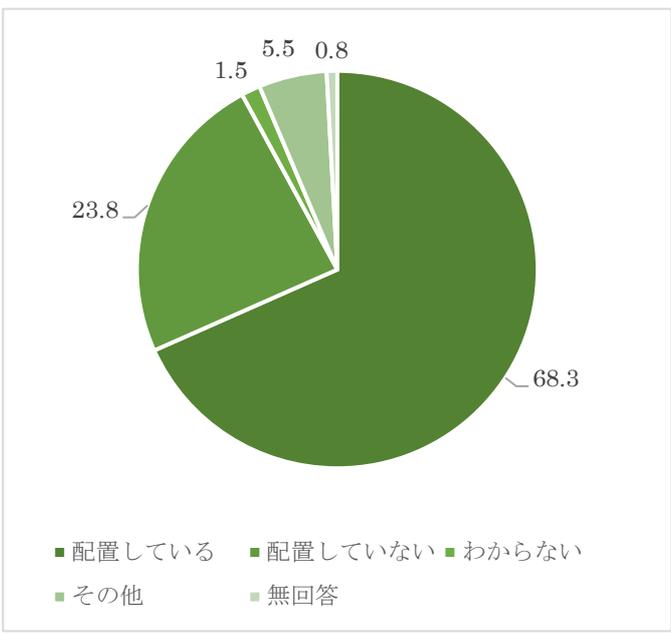
回答	数	%
ある	949	80.3
ない	232	19.6



8割を超える自治体は何らかの事業を行っていることが明らかになった。内容は多岐にわたるものの、大別すると、リーダー養成をはじめとする各種の講座や研修が多く（「ある」と回答したうち38.1%）、次いで青少年健全育成大会など青少年健全育成関連の事業や（同29.4%）、キャンプをはじめとする各種体験事業（同24.0%）となった。このほか、国内外問わず交流事業（同21.6%）や成人式（同15.5%）なども多くみられたほか、スポーツ・文化活動や青少年の主張などの取り組みも散見された。また、数は少ないながらも、若者の自立支援に関する事業なども見られた。

問6-1 貴自治体では青年および青少年教育の担当職員を配置していますか。

回答	数	%
配置している	807	68.3
配置していない	281	23.8
わからない	18	1.5
その他	65	5.5
無回答	10	0.8



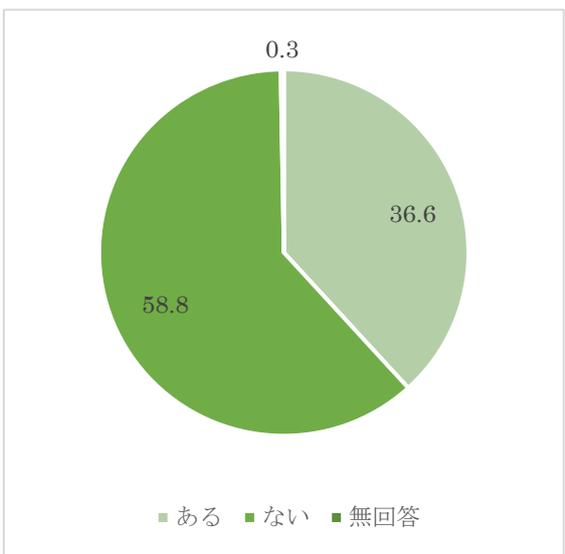
問6-2 配置している場合、その職は社会教育主事（任命）が担っていますか。

回答	数	%
社会教育主事である	199	24.7
社会教育主事でない	583	72.2
無回答	34	4.2

7割近い自治体が担当職員を配置しているものの、そのうち社会教育主事は24.7%にとどまった。活動推進の条例や計画が4割程度にとどまったのに対して、職員配置は充実の印象もあるが、2009年調査では約89%の自治体で職員が業務を担当しており、この点については、前回調査よりも後退したと言える。

問7 貴自治体では青年（概ね18～35歳）の団体活動を援助する制度はありますか。

回答	数	%
ある	432	36.6
ない	695	58.8
無回答	3	0.3



条例や計画と同様に、活動援助の制度がある自治体は4割に満たない。なお、「ある」と回答した自治体の具体的な援助の内容は、団体補助や事業補助といった財政支援が回答した自治体の82.8%と最も多く、公的施設の優遇や使用料の減免など施設利用に関する制度が32.4%、団体の活動拠点の提供が16.4%となった（複数回答のため合計は100%にならない）。

問8 貴自治体には「青年団（青年会）」や青年団体はありますか。（複数回答可）

この数字は、全国の青年団の団体数ではなく、「青年団がある」と回答している自治体数である。また、回答のうち農

回答	今回調査(2019)		前回調査(2009)	
ア) 青年団がある	269	22.7%	385	34.4%
イ) 青年団体がある	177	14.0%	—	—
ウ) ない	474	40.1%	679	60.6%
エ) わからない	189	16.0%	47	4.1%
オ) その他	31	2.6%	—	—
無回答	52	4.4%	9	0.8%
※各業界団体等	112	10.4%		

※2009年度の回答総数は1,120自治体

林水産業や商工業などの業界団体の青年部門は「各業界団体等」として別に項目を設けてカウントした。組織や活動の有無について自治体ごとに記載のばらつきがあり、データの整合性が取れなくなるためである。その前提を踏まえ、青年団が「ある」と回答があったのは269自治体、回答総数（1,181自治体）に対して22.7%であった。前回2009年度の調査では385自治体、回答総数（1,120自治体）に対して34.4%であるので、数も割合も後退した。また、別図でこの数字を都道府県別にまとめた。ただし、「青年団体がある」と回答した自治体は177あり、合計すると446自治体となる。前回調査では青年団体の有無を問う設問を設けなかったため比較できないものの、地域活動をすすめる若者の集団的な活動という意味では、青年団がある自治体の減少をもって活動や組織の後退と判断することは早計と言わざるを得ない。このことは、「ない」と回答した自治体が減少し、「わからない」が増加していることとも無関係ではないと思われる。今回の調査で明らかになった数字はあくまで各教育委員会の回答であり、その数字は団体数ではなく存在が確認できた自治体数である。正確な地域青年団体の実態把握は引き続き、複数の窓口を通じた詳細な調査が必要と言える。

<援助制度の有無と青年団体>

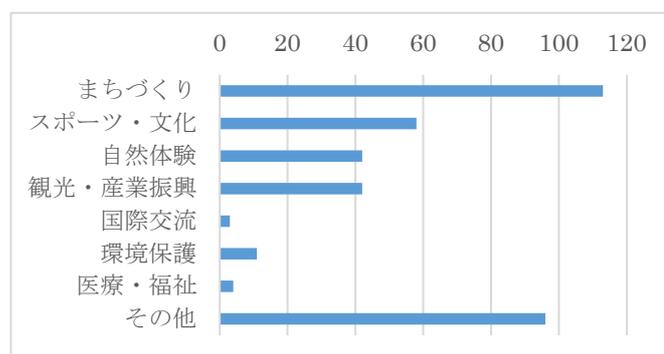
援助制度の有無と青年団・青年団体の存在の関係をクロス集計したところ、明らかな相関関係が確認できた。とりわけ、青年団が確認できた自治体の7割以上は何らかの援助制度があり、自治体の支援が団体や活動の継続に大きく影響していることが明確になっている。

回答	援助制度がある	援助制度がない	無回答
青年団がある	194(72.1%)	70(26.0%)	5(1.9%)
青年団体がある	110(66.3%)	53(31.9%)	3(1.8%)
どちらもない	144(18.7%)	576(75.1%)	46(6.0%)

問9 問8で(ア)(イ)と回答した自治体におたずねします。その青年団(青年会)や青年団体はふだんどのような活動をしていますか。

・青年団体について

青年団体については活動の分野を選択できる項目を設けたので、別図にまとめた。「まちづくり」が大半を占め、具体的な内容は地域でのイベントの開催や運営補助などが多かった。また、「その他」を選択した場合でも、清掃活動やボランティアなど、まちづくりに連なる内容が主だった。



・青年団について

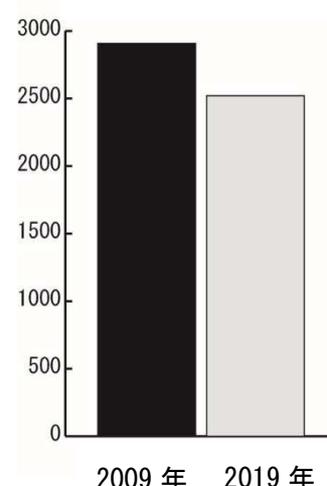
青年団の活動内容は夏祭りをはじめとする地域行事の運営や補助が圧倒的に多かった。その他、成人式の企画運営やボランティア活動など多岐にわたったほか、沖縄では伝統芸能の継承など地域性も見られた。

問10 問8で(ア)(イ)と回答した自治体におたずねします。その青年団(青年会)や青年団体の構成について、ご存じの範囲で以下に記入してください。

区分	人数 (2009年度)	男女比		年齢構成		
		男性	女性	10代	20代	30代以上
青年団	7,682人 (19,825人)	75%	25%	269人	3,121人	2,300人
青年団体	8,527人 (未調査)	67%	33%	1,925人	1,930人	2,042人

青年団および青年団体の人数や男女比、年齢構成については青年団・青年団体の有無と同様に、自治体からの回答を合算した数字である。それによると、今回の調査では青年団員は7,682名。数字上では2009年度調査(19,825人)より大幅な減少となった。青年団体の会員数については8,527人という結果になった(2009年は調査していないため不明)。人数については自治体においても把握できていないケースが多く、団体数と同様にこの数字は必ずしも青年団・青年団体の会員数を正確に表すものではない。実態の把握には、団体への直接聞き取りなどが必要と言える。男女比については青年団・青年団体ともに男性が多かった。とりわけ青年団の男性比率は7割を超えており、その傾向は顕著である。年齢構成では、青年団は20代の若者が最も多いのに対して、青年団体は各世代がほぼ均等に活動している傾向が

青年層の人口推移



表れた。一般的に青年団は高校や大学など学校を卒業してから活動を開始することが多く、その傾向が表れている。なお、青年活動の主な活動主体である15歳から34歳の人口推計は2009年では約2,908万人であったが、2019年は約2,520万人と約400

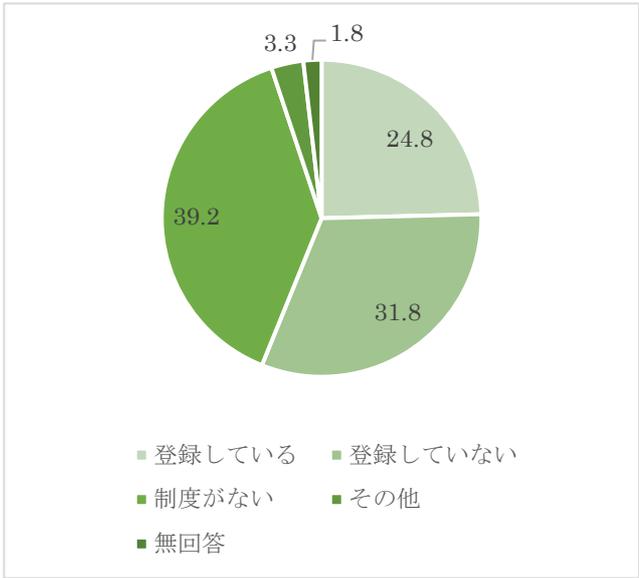
万人近く減少している。さらに地方から都市部への人口移動もあり、「青年活動の課題」においても「若者がいない」との声が多数寄せられているとおり、中山間地域における青年層の人口減が若者の地域活動へ少なくない影響を及ぼしていることが想定される。

### 青年団がある自治体数一覧（都道府県別）

都道府県	自治体数	回答数	青年団有	都道府県	自治体数	回答数	青年団有
北海道	179	138	30	滋賀県	19	15	5
青森県	40	34	4	京都府	26	17	1
岩手県	33	18	5	大阪府	43	29	6
宮城県	35	30	8	兵庫県	41	25	3
秋田県	25	21	4	奈良県	39	21	2
山形県	35	26	5	和歌山県	30	16	5
福島県	59	37	9	鳥取県	19	14	4
茨城県	44	30	2	島根県	19	10	2
栃木県	25	18	2	岡山県	27	18	5
群馬県	35	27	0	広島県	23	13	4
埼玉県	63	40	2	山口県	19	13	2
千葉県	54	39	3	徳島県	24	13	7
東京都	62	33	3	香川県	17	12	8
神奈川県	33	22	2	愛媛県	20	9	6
新潟県	30	22	1	高知県	34	16	7
富山県	15	12	3	福岡県	60	42	5
石川県	19	16	8	佐賀県	20	12	3
福井県	17	10	4	長崎県	21	15	4
山梨県	27	20	3	熊本県	45	37	12
長野県	77	39	6	大分県	18	14	2
岐阜県	42	28	2	宮崎県	26	17	10
静岡県	35	23	4	鹿児島県	43	34	27
愛知県	54	38	3	沖縄県	41	26	23
三重県	29	22	3	合 計	1741	1181	269

問 11 青年団（青年会）や青年団体を、社会教育関係団体として登録していますか。

回答	数	%
登録している	121	24.8
登録していない	155	31.8
制度がない	191	39.2
その他	16	3.3
無回答	9	1.8



2009 年度の調査と比較して青年団や青年団体を社会教育関係団体として「登録している」は 78.2% から 27.3% に急減、「登録していない」は 19.2% から 31.8% となった。前回調査では青年団に限っており青年団体が含まれていないため若干条件が異なるものの、社会教育関係団体の登録に関する急激な変動の解明が求められる。また、今回選択肢として設けた「制度がない」が 39.2% を記録したことも懸念される。そもそも社会教育関係団体の登録制度を実施していなかったり、認識されていなかったりする状況が明らかになっている。

問 12 地域青年活動や青少年教育に関する貴自治体の課題は何だとお考えですか。

回答	数	%
参加者が集まらない	572	26.2
予算が少ない	298	13.6
ニーズがわからない	373	17.1
地域の理解がない	61	2.8
ノウハウがない	257	11.8
職員が不足	404	18.5
その他	220	10.1



「参加者が集まらない」「職員が不足」「ニーズがわからない」の三つで回答全体の 6 割を占めた。特に「参加者が集まらない」は全回答自治体の 48% を占めており、多くの自治体の共通の悩みと言える。既存の青年団や青年団体の声やニーズ、事例を広く届けていく役割が求められている。なお、「その他」の自由記述欄では「そもそも若者がいない」「担い手不足や高齢化」という回答が多かった。労働問題など若者をめぐる課題、過疎化や少子高齢化など深刻化する地域課題が地域青年活動や青少年教育の推進にあたって大きな壁になっていることが、改めて浮き彫りになった。

---

---

「地域青年活動と青少年教育に関する調査」報告書

発行 一般財団法人日本青年館

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1

電話 03-6452-9012 F A X 03-6452-9016

URL <https://nippon-seinenkan.or.jp/seinenkan/>

---